OHARA
株式会社 オハラ

証券コード　5218

第109期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

平成30年1月25日（木曜日）午前10時（受付開始午前9時）

開催場所

神奈川県相模原市中央区小山1丁目15番30号
当社　本社棟　2階　会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

CONTENTS

第109期定時株主総会招集ご通知…… 1
株主総会参考書類 …… 3
　第１号議案　剰余金処分の件
　第２号議案　監査役１名選任の件
（提供書面）
　事業報告 …… 5
　連結計算書類 …… 27
　計算書類 …… 30
　監査報告書 …… 33

OHARA
株式会社 オハラ

証券コード　5218

第109期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

平成30年1月25日（木曜日）午前10時（受付開始午前9時）

開催場所

神奈川県相模原市中央区小山1丁目15番30号
当社　本社棟　2階　会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

CONTENTS

第109期定時株主総会招集ご通知…… 1
株主総会参考書類 …… 3
　第１号議案　剰余金処分の件
　第２号議案　監査役１名選任の件
（提供書面）
　事業報告 …… 5
　連結計算書類 …… 27
　計算書類 …… 30
　監査報告書 …… 33

証券コード　5218
平成30年１月９日

株　主　各　位

神奈川県相模原市中央区小山１丁目15番30号
株式会社　オ　ハ　ラ
代表取締役
社長執行役員　齋　藤　弘　和

第109期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第109期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年１月24日（水曜日）午後４時55分（当社営業時間終了時）までに到着するようご返送いただきたく、よろしくお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成30年１月25日（木曜日）午前10時
受付開始時間は午前９時を予定しております。

２．場　　所　神奈川県相模原市中央区小山１丁目15番30号
当社　本社棟　２階　会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第109期（平成28年11月１日から平成29年10月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第109期（平成28年11月１日から平成29年10月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　監査役１名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.ohara-inc.co.jp/）に掲載させていただきます。

また、本招集ご通知に提供すべき書面のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款第15条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.ohara-inc.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本提供書面記載のもののほか、「連結注記表」及び「個別注記表」も含んでおります。

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第109期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金20円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は487,931,240円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年１月26日といたしたいと存じます。

第２号議案　監査役１名選任の件

監査役脇屋相武氏は本総会終結の時をもって辞任されます。つきましては、監査役１名の選任をお願いしたいと存じます。なお、脇屋相武氏の補欠として選任をお願いするものであり、候補者の任期は当社定款の定めにより、退任される監査役の任期の満了する平成32年１月開催予定の第111期定時株主総会終結の時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ながしま　かずひこ
長島　和彦　（昭和37年８月22日生）

新　任　　社　外

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

昭和60年４月　キヤノン㈱入社
平成22年１月　同社　経理本部グローバル経理統括センター担当部長
平成22年12月　同社　経理本部グローバル経理統括センター経理部長
平成25年１月　同社　経理本部財務経理統括センター経理部長
平成27年７月　同社　経理本部財務経理統括センター　副所長
平成28年４月　同社　経理本部財務経理統括センター所長（現在）
平成29年４月　同社　執行役員（現在）

［重要な兼職の状況］
キヤノン㈱執行役員経理本部財務経理統括センター所長

所有する当社の株式数　　０株

社外監査役候補者とした理由
キヤノン㈱において長年にわたり経理業務に携わっており、その経歴を通じて培われた知識・経験や見識等を活かして当社経営全般に対する監査機能を発揮していただくことを期待し、当社の社外監査役として選任をお願いするものであります。

（注）１.候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２.長島和彦氏は、社外監査役候補者であります。
３.長島和彦氏は、当社の特定関係事業者であるキヤノン㈱の業務執行者であります。
４.当社は、長島和彦氏の選任についてご承認いただいた場合、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

以　上

（提供書面）

事　業　報　告

（平成28年11月 1 日から
平成29年10月31日まで）

1．企業集団の現況

(1)　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、緩やかな回復基調が続きました。アジア地域では、中国経済に緩やかな減速が見られたものの、その他の地域ではインフラ投資など需要の拡大が見られました。米国経済は、企業収益の安定から雇用や個人消費に改善が見られました。また、欧州経済は、輸出入の拡大により、企業収益の改善が続きました。日本経済は、世界経済の回復から企業収益や設備投資が堅調に推移し、個人消費も底堅く推移しました。

当社グループの光事業の関連市場では、デジタルカメラは、平成28年熊本地震後の挽回生産もあり、コンパクトタイプが底堅く推移し、レンズ交換式タイプはミラーレス機の増加が目立ちました。一方、エレクトロニクス事業の関連市場では、露光装置は半導体、FPD向けともに需要が好調に推移しました。

なお、当連結会計年度における米ドル及びユーロの平均為替レートは、112.04円及び124.46円となり、前年度に比べて米ドルが約1.5％の円安、ユーロは約1.7％の円安で推移しました。

このような状況のもと、当連結会計年度の業績は、次のとおりとなりました。

売上高は、光学機器用レンズ材の需要が増加したほか、極低膨張ガラスセラミックスの需要が好調に推移したことなどから、24,628百万円（前年度比15.5％増）となりました。

損益面では、売上総利益は、原料調達の改善や生産性向上に努めたことなどから、7,237百万円（同42.2％増）となりました。販売費及び一般管理費は、研究開発費が増加したことなどにより、5,522百万円（同11.6％増）となり、営業利益は1,715百万円（同11.9倍）となりました。経常利益は、営業外収益として為替差益や持分法による投資利益を計上したことなどにより、2,242百万円（前年度は84百万円の経常損失）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、1,513百万円（前年度は372百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

（光事業）

当事業の主力製品であります光学プレス品は、デジタルカメラ向け需要が底打ちしたことやプロジェクター向けレンズ材などの販売が増加したことから、売上高は13,048百万円（前年度比6.6％増）となりました。また、光学ブロック品の売上高は2,285百万円（同4.8％増）となりました。

これらの結果、当事業の売上高は15,334百万円（同6.4％増）、営業利益は688百万円（前年度は107百万円の営業損失）となりました。

（エレクトロニクス事業）

特殊品は、半導体露光装置向け高均質ガラス、FPD露光装置向け極低膨張ガラスセラミックス、光通信関連機器用ガラス素材などの販売が増加したことから、売上高は5,646百万円（前年度比49.0％増）となりました。また、石英ガラスは、FPD露光装置向けの販売が増加したことなどから、売上高は3,648百万円（同16.9％増）となりました。

これらの結果、当事業の売上高は、9,294百万円（同34.5％増）、営業利益は1,027百万円（同308.1％増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は1,053百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ．当連結会計年度中に完成した主要設備

・エレクトロニクス事業	当社本社工場	特殊ガラス製造設備

ロ．当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

・光事業	当社本社工場	光学ガラス製造設備

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達は、自己資金のほか金融機関からの借入により充当いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 106 期 (平成26年10月期)	第 107 期 (平成27年10月期)	第 108 期 (平成28年10月期)	第 109 期 (当連結会計年度) (平成29年10月期)
売　　上　　高 (百万円)	24,797	22,820	21,329	24,628
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	494	1,316	△84	2,242
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	17	545	△372	1,513
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△) (円)	0.71	22.43	△15.31	62.23
総　　資　　産 (百万円)	54,823	55,130	50,161	54,433
純　　資　　産 (百万円)	40,672	41,522	37,040	41,204
１株当たり純資産額 (円)	1,650.60	1,706.97	1,522.70	1,693.90

(注) 1. １株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。
2. 第106期につきましては、連結子会社の決算日を８月31日（一部子会社は９月30日）から当社の連結決算日である10月31日に変更したことに伴い、当該子会社の平成25年９月及び10月の２ヶ月間（一部子会社は平成25年10月の１ヶ月間）における業績を反映しております。
3. 第108期より「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日）等の適用により、「当期純利益又は当期純損失（△）」の科目表示を「親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）」に変更しております。
4. 第108期より資産管理サービス信託銀行株式会社（信託Ｅ口）が保有する当社株式を「１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、１株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金又は出資金	当社の議決権比率	主要な事業の内容
台湾小原光学股份有限公司	40,000千新台湾ドル	100.0%	光学プレス品の製造販売
台湾小原光学材料股份有限公司	500,000千新台湾ドル	100.0%	光学ガラスの製造
OHARA OPTICAL (M) SDN.BHD.	7,800千マレーシアドル	100.0%	光学プレス品の製造販売
株式会社オーピーシー	160,000千円	100.0%	精密研磨加工
株式会社オハラ･クオーツ	310,000千円	78.9%	石英ガラスの製造販売
足柄光学株式会社	36,000千円	100.0%	光学プレス品の製造販売
Ohara Corporation	300千米ドル	100.0%	光製品・エレクトロニクス製品の販売
OHARA GmbH	51千ユーロ	100.0%	光製品・エレクトロニクス製品の販売
小原光学（香港）有限公司	7,000千香港ドル	100.0%	光学プレス品の販売
小原光学（中山）有限公司	5,050千米ドル	100.0% (100.0%)	光学プレス品の製造販売

（注）議決権比率の（ ）内は、間接所有割合を内書しております。

(4) 対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、世界経済は、引き続き緩やかな拡大が見込まれます。アジア地域では、北朝鮮を巡る地政学リスクが懸念されるものの、総じて景気は堅調に推移するものと想定されます。米国では、設備投資や個人消費の拡大が続き、欧州経済は企業業況の改善から堅調な景気回復が続くものと見込まれます。日本経済は、内需の堅調な推移から緩やかな回復基調が続くものと想定されます。

当社グループの光事業の関連市場では、デジタルカメラ市場は、ミラーレス機などの需要増により堅調に推移するものと想定されます。また、プロジェクター、監視カメラ、車載カメラなどの分野では、技術革新に伴い高品質な光学ガラスの需要が拡大するものと見込まれます。エレクトロニクス事業の関連市場においては、半導体露光装置、FPD露光装置及び光通信関連機器の需要は引き続き好調に推移するものと想定され、宇宙関連産業の拡大も見込まれます。

事業別の主要施策は次のとおりであります。

(光事業)

デジタルカメラ市場が底堅く推移する中、高輝度・高精細プロジェクター、車載センシングカメラなどのハイエンド光学機器向けの新製品をタイムリーに開発し、積極的に提案することで拡販を目指してまいります。また、川下工程においては、ガラスモールドレンズの量産体制を構築し、レンズ加工品の販売比率を高めることで、光学ガラスの拡販と利益率の向上を目指してまいります。

(エレクトロニクス事業)

半導体露光装置、FPD露光装置及び光通信関連機器向けの特殊品は、設備投資需要の増加に生産効率を高めて対応することで拡販に努めてまいります。更に、耐衝撃・高硬度クリアガラスセラミックス「ナノセラム™」は、スマートフォンの本体カバーガラス向けの採用を目指すとともに、筐体向けに着色を施した製品の開発を進めてまいります。また、リチウムイオン伝導性ガラスセラミックス「LICGC™」は、全固体電池向けとして求められる特性の実現に向けた開発活動を推進するほか、液系リチウムイオン電池の特性向上につながる添加材として採用を目指してまいります。

これら施策の実現に向け、当社グループは、第112期を最終年度とする３ヵ年の中期経営計画を策定しました。

第109期を最終年度とする前中期経営計画では「事業構造の転換」及び「新成長ドライバーの構築」を基本戦略とし、耐衝撃・高硬度クリアガラスセラミックス「ナノセラム™」の育成に努めましたが、その立ち上げに苦戦しました。一方、経営指標については、既存製品の需要が増加したことにより、第108期に掲げた修正目標を達成しました。

本中期経営計画は、第101期に掲げた「長期ビジョン2020」の最終期間となることから「OHARA VISION 2020 & BEYOND」と題し、2020年のみならず2020年以降の“飛躍”へ向けて、更なる財務体質の改善と、次世代の成長戦略を推進する「再成長軌道への回帰」を目指します。

コンセプトは、「マテリアル＋ソリューションのオハラ」とし、ガラスを熔解する会社から、お客様の困りごとを熔かして解決する会社へシフトしてまいります。

具体的には、オプト・エレクトロニクスの次世代技術が活用される成長市場として「モバイル・モビリティ市場」に狙いを定め、その新たな市場に貢献していくため、全社横断組織を新設し、マーケティング機能の強化に取り組んでまいります。また、更なる利益創出体質へのシフトを加速させるため、調達活動を強化、徹底的な原価低減を進めてまいります。

本中期経営計画の経営指標は以下のとおりです。

目標指標（第112期）

売上高	300億円以上
営業利益	24億円以上
ＲＯＥ（自己資本利益率）	5.0%以上
総資産有利子負債比率	8.0%以下
エレクトロニクス事業売上高比率	40.0%以上

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容（平成29年10月31日現在）

事業区分	主要製品
光事業	光学ガラス素材、光学機器用レンズ材
エレクトロニクス事業	極低膨張ガラスセラミックス、その他特殊ガラス、石英ガラス

(6) 主要な営業所及び工場（平成29年10月31日現在）

当社	本社及び工場	神奈川県相模原市中央区
台湾小原光学股份有限公司	本社及び工場	中華民國台中市
台湾小原光学材料股份有限公司	本社及び工場	中華民國雲林県
OHARA OPTICAL (M) SDN.BHD.	本社及び工場	マレーシア　マラッカ
小原光学（香港）有限公司	本社	香港
小原光学（中山）有限公司	本社及び工場	中華人民共和国広東省
株式会社オハラ・クオーツ	本社及び工場	和歌山県和歌山市

(7) 使用人の状況（平成29年10月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
光事業	1,435 (67) 名	31 (△6) 名
エレクトロニクス事業	246 (58) 名	35 (7) 名
共通	50 (3) 名	△5 (△1) 名
合計	1,731 (128) 名	61 (0) 名

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
409 (39) 名	1 (5) 名	40.7歳	16.8年

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年10月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,586,000 千円
株式会社横浜銀行	920,000 千円
株式会社三菱東京UFJ銀行	790,000 千円
株式会社三井住友銀行	750,000 千円
株式会社日本政策投資銀行	300,000 千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の現況

(1) 株式の状況（平成29年10月31日現在）

① 発行可能株式総数　76,000,000株
② 発行済株式の総数　25,450,000株
③ 株主数　7,203名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
セイコーホールディングス株式会社	4,702千株	19.33%
キヤノン株式会社	4,694千株	19.30%
京橋起業株式会社	4,688千株	19.27%
三光起業株式会社	1,638千株	6.73%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	943千株	3.88%
株式会社トプコン	673千株	2.77%
セイコーインスツル株式会社	610千株	2.51%
オリンパス株式会社	400千株	1.64%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	150千株	0.62%
オハラ従業員持株会	140千株	0.58%

（注）1．当社は自己株式を1,124千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2．持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3．自己株式には、「株式給付信託（ＢＢＴ）」制度の導入に伴い資産管理サービス信託銀行株式会社（信託Ｅ口）が保有する当社株式71千株が含まれております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成29年10月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員	齋藤弘和	経営全般
取締役専務執行役員	関戸仁	生産、技術管掌
取締役常務執行役員	中島隆	財務、管理管掌 兼 管理センター長
取締役常務執行役員	青木哲也	営業、マーケティング、知的財産管掌
取締役	大熊右泰	セイコーホールディングス㈱常務取締役
取締役	戸倉剛	キヤノン㈱執行役員イメージコミュニケーション事業本部長
取締役	小泉達也	㈱オプトラン相談役
取締役	内田省寿	三井ミーハナイト・メタル㈱アドバイザー
常勤監査役	久保田桂詞	
監査役	三上誠一	セイコーホールディングス㈱常勤監査役
監査役	脇屋相武	キヤノン㈱常務執行役員経理本部長
監査役	杉田光義	弁護士法人原後綜合法律事務所 代表社員弁護士

（注）1. 取締役大熊右泰氏、戸倉剛氏、小泉達也氏及び内田省寿氏は、社外取締役であります。
2. 監査役三上誠一氏、脇屋相武氏及び杉田光義氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役久保田桂詞氏は、当社の内部統制部門における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役三上誠一氏は、他の会社の経理部門における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役脇屋相武氏は、他の会社の経理部門における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、東京証券取引所に対して、取締役小泉達也氏、内田省寿氏及び監査役杉田光義氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

② 事業年度中に退任した取締役

氏　　名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
内　藤　昭　男	平成29年１月26日	任期満了	社外取締役 セイコーホールディングス㈱取締役
眞榮田　雅　也	平成29年１月26日	任期満了	社外取締役 キヤノン㈱代表取締役社長COO

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

④　取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	人　　員	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	10 名 (6)	172,298 千円 (19,200)
監査役 （うち社外監査役）	4 名 (3)	32,880 千円 (14,400)
合計 （うち社外役員）	14 名 (9)	205,178 千円 (33,600)

（注）1.取締役の報酬限度額は、平成23年１月28日開催の第102期定時株主総会において年額250百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2.監査役の報酬限度額は、平成23年１月28日開催の第102期定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。
3.上記報酬等の額には、平成28年1月28日開催の第107期定時株主総会において決議いただいた株式給付信託制度による当事業年度における株式給付引当金の繰入額（10,198千円）を含めております。
なお、株式給付信託制度につきましては、１.に記載の報酬とは別枠で決議いただいております。
4.当社は、平成28年1月28日開催の第107期定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しております。
5.取締役については、業績に対する経営責任を明確にする観点から、固定的な報酬の他に、業績連動の報酬を支給することとしており、業績連動報酬については、取締役会で決議しております。
上記の取締役の報酬等には、取締役（社外取締役を除く）４名に対し業績連動報酬繰入額（44,500千円）を含めております。

⑤　社外役員に関する事項（平成29年10月31日現在）

イ．社外役員の重要な兼職先と当社との関係

区　分	氏　　名	重　要　な　兼　職　先	当　　社　　と　　の　　関　　係
社外取締役	大　熊　右　泰	セイコーホールディングス㈱ 常務取締役	当社に対する持株比率が19.33％と筆頭株主でありますが、製品販売等の取引関係はありません。
社外取締役	戸　倉　　剛	キヤノン㈱ 執行役員イメージコミュニケーション事業本部長	当社に対する持株比率が19.30％と筆頭株主につぐ大株主であり、かつ製品販売等の取引関係があります。
社外取締役	小　泉　達　也	㈱オプトラン 相談役	特別の関係はありません。
社外取締役	内　田　省　寿	三井ミーハナイト・メタル㈱ アドバイザー	特別の関係はありません。
社外監査役	三　上　誠　一	セイコーホールディングス㈱ 常勤監査役	当社に対する持株比率が19.33％と筆頭株主でありますが、製品販売等の取引関係はありません。
社外監査役	脇　屋　相　武	キヤノン㈱ 常務執行役員経理本部長	当社に対する持株比率が19.30％と筆頭株主につぐ大株主であり、かつ製品販売等の取引関係があります。
社外監査役	杉　田　光　義	弁護士法人原後綜合法律事務所 代表社員弁護士	特別の関係はありません。

ロ．社外役員の主な活動状況

氏　　名	活動状況
大　熊　右　泰	当事業年度に就任以降開催された取締役会10回すべてに出席し、経営全般における豊かな経験と高い見識に基づく客観的な視点から、組織のあり方や新規市場開拓における重要な視点・事業の方向性等について意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
戸　倉　　剛	当事業年度に就任以降開催された取締役会10回のうち８回に出席し、経営及び技術全般における豊かな経験と高い見識に基づく客観的な視点から、生産体制等について意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
小　泉　達　也	当事業年度に開催された取締役会12回すべてに出席し、経営全般における豊かな経験と高い見識に基づく客観的な視点から、取締役会のあり方や中期経営計画等について意見を述べるなど、独立役員として取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。この他に常勤取締役とのミーティング及び執行役員との意見交換を行い、これらの場においても適宜適切な助言を行っております。
内　田　省　寿	当事業年度に開催された取締役会12回すべてに出席し、経営全般における豊かな経験と高い見識に基づく客観的な視点から、単年度の事業計画や中期経営計画等について意見を述べるなど、独立役員として取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。この他に常勤取締役とのミーティング及び執行役員との意見交換を行い、これらの場においても適宜適切な助言を行っております。
三　上　誠　一	当事業年度に開催された取締役会12回すべて及び監査役会10回すべてに出席し、財務及び会計に関する相当程度の知見と高い見識に基づく客観的な視点から、取締役会において適宜発言を行い、必要に応じて説明を求め、また監査役会において適宜質問と意見の表明を行うことにより、取締役の職務の執行に対する適切な監査を行っております。
脇　屋　相　武	当事業年度に開催された取締役会12回のうち10回及び監査役会10回すべてに出席し、財務及び会計に関する相当程度の知見と高い見識に基づく客観的な視点から、取締役会において適宜発言を行い、必要に応じて説明を求め、また監査役会において適宜質問と意見の表明を行うことにより、取締役の職務の執行に対する適切な監査を行っております。
杉　田　光　義	当事業年度に開催された取締役会12回すべて及び監査役会10回のうち９回に出席し、弁護士としての法務に関する豊かな経験と高い見識に基づく客観的な視点から、取締役会において適宜発言を行い、必要に応じて説明を求め、また監査役会において適宜質問と意見の表明を行うことにより、独立役員として取締役の職務の執行に対する適切な監査を行っております。

（注）大熊右泰氏及び戸倉剛氏については、当社取締役に就任した平成29年1月26日以降に開催された取締役会に関する出席状況を記載しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　東陽監査法人

② 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、台湾小原光学股份有限公司、台湾小原光学材料股份有限公司、OHARA OPTICAL (M) SDN.BHD.、Ohara Corporation、OHARA GmbH、小原光学（香港）有限公司、小原光学（中山）有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の法定監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項の各号に該当すると判断した場合に、監査役全員の同意によって会計監査人を解任いたします。この場合、解任及びその理由を解任後最初に招集される株主総会において報告します。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任の議案内容を決定します。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要)

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制及び方針」について取締役会において決議しております。

その内容は、以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

代表取締役社長を委員長とする倫理・コンプライアンス委員会を設置し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。当委員会が「企業倫理の基本理念」に基づき制定した「行動規範ガイドライン」を、当社及びグループ各社の役員及び全従業員が法令及び定款ならびに社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、当社及びグループ各社の役員及び全従業員に対して、教育等を定期的に実施する。業務監査室は倫理・コンプライアンス委員会と連携の上、コンプライアンスの状況について監査を行う。これらの活動結果は、定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。さらに、法令上疑義のある行為等について、従業員が直接情報提供を行う手段として当社及びグループ各社は「社内通報制度・ヘルプライン」を設置・運営する。

なお、反社会的勢力に対しては、「行動規範ガイドライン」において、「社会の秩序や市民の安全に脅威を与える反社会的な活動や勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切関わらない。」という基本方針を定め、実際に反社会的勢力から威圧、業務妨害、不当要求等がなされた場合は、当社及びグループ各社の対応統括部門を各総務部門とし、倫理・コンプライアンス委員会の監督のもと、顧問弁護士、警察等とも緊密な連携を図り、会社組織として反社会的勢力との関係を断固遮断する。また、平素より外部専門機関等から反社会的勢力に関する情報の収集に努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書管理規程に従い、職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は文書管理規程により、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、当社及びグループ各社にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応はリスク管理委員会が行うものとする。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図る。

イ．職務権限及び意思決定ルールの遵守

ロ．社内取締役を主な構成員とする経営会議の設置・運営

ハ．中期経営計画に基づき、当社及びグループ各社別に目標及び予算を策定し、適時に評価するためのＩＴを活用した月次・四半期業績管理の実施

ニ．経営会議及び取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

ホ．グループ全体の効率経営を促進し、企業集団としての健全な経営と相互の発展を図るため、関係会社管理規程を制定する。

⑤　当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．子会社において経営上重要な事項を決定する場合は、当社の定める関係会社管理規程等に基づき、当社へ事前協議等が行われる体制を構築する。また、業績については定期的に、業務上重要な事項が発生した場合は都度、当社に報告が行われる体制を構築する。

ロ．当社及びグループ各社における内部統制の構築を目指し、当社に内部統制委員会を設置すると共に、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。

ハ．当社取締役、各部門長及びグループ各社の社長は、当社及びグループ各社の業務執行の適正を確保するための内部統制の確立と運用について権限と責任を有する。

ニ．当社業務監査室は、当社及びグループ各社の業務監査を実施し、その結果を内部統制委員会ならびに当社及びグループ各社の業務執行責任者に報告し、内部統制委員会は必要に応じて、内部統制の改善策の指示、実施の支援・助言を行う。

⑥　監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、監査業務を効率的に行うため、業務監査室に所属する人員１名を補助使用人として、監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。当該補助使用人の職務執行については、監査役が取締役以下当該補助使用人の属する組織の上長等と業務執行の優先順位を協議することにより、また、人事異動・人事考課等については、人事担当部門が事前に監査役と協議することによって、当該補助使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。

⑦　当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及びグループ各社の取締役及び使用人は、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、「社内通報制度・ヘルプライン」による通報状況及びその内容、その他監査役が報告すべきものと定めた事項を適時・適切に報告する体制を整備する。なお、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いは一切行わない。また、監査役が出席する会議については、会議招集通知・議事録回付等の措置が適切に行われ、監査役が定期的に閲覧する資料については、関係資料の回付等の措置が適切に行われる体制を構築する。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査をより有用なものとするため、監査役と代表取締役及びその他の取締役との間で適時に意見交換会を設定する。また、監査役は、必要に応じて会社の費用で、弁護士、会計士、税理士等の専門知識を有する者から監査業務に関する助言を独自に受けられる体制を構築する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当該方針に記載の項目については、既に基本的な制度や仕組みを整えており、引き続き、適切な運用を行っております。

ロ. 倫理・コンプライアンス管理規程に基づくヘルプライン窓口（内部通報窓口）については、当社及びグループ各社でそれぞれ周知し、その活用が図られており、倫理・コンプライアンス委員会及び取締役会において、定期的にその内容が報告されております。

ハ. 業務監査室は、内部監査規程に基づき、監査役及び会計監査人とも連携を図り、第109期において７回の内部監査を実施いたしました。

ニ. 当社及びグループ各社の役員及び全従業員が法令及び定款ならびに社会規範を遵守した行動をとるための行動規範である「行動規範ガイドライン」を作成するとともに、その徹底を図るため、教育等を定期的に実施しております。

第109期においては、役員向けコンプライアンス研修として「危機への対応」をテーマに１回、全社員向けコンプライアンス研修として「ＬＧＢＴ」「改正個人情報保護法」などをテーマに延べ４回、インサイダー取引規制研修を延べ２回実施いたしました。

また、安全保障貿易管理研修として当社の輸出関連業務担当者を対象に延べ２回実施するとともに、子会社（３社）にも実際に赴き実施いたしました。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役会規程、情報システム運用規程、文書管理規程等に基づき、取締役会、経営会議等の議事録・会議書類、個人情報及び機密情報等の適切な保存及び管理を行っております。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．リスク管理規程に基づき、グループ全体を対象としたリスク管理体制を整えており、定期的にリスクの洗い出し及び見直しを行い、その対策の立案と実施を行っております。

ロ．定期的にリスク管理委員会を開催し、イ．の活動に関するレビューを行うなどグループ全体のリスク管理体制の強化に努めております。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役会は、社外取締役４名（うち独立社外取締役２名）を含む取締役８名で構成され、社外監査役３名を含む監査役４名も出席しております。

ロ．取締役会規程等に基づき、第109期においては取締役会12回、経営会議16回等を開催いたしました。

ハ．当社及びグループ各社の業績については、業務報告やＩＴの活用によってタイムリーな把握に努めており、適時に評価する体制を整えております。

⑤　当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社管理規程に基づき、子会社において経営上重要な事項を決定する場合は、当社への事前協議等が行われる体制としております。また、業績については定期的に、業務上重要な事項が発生した場合には都度、当社に報告が行われる体制としております。

⑥　監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該補助使用人の人事異動・人事考課等については、人事担当部門が事前に監査役と協議しております。

⑦　当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ．監査役は、当社及びグループ各社の取締役及び使用人より、当社及びグループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、「社内通報制度・ヘルプライン」による通報状況及びその内容、その他監査役が報告すべきものと定めた事項等について、報告を受けております。

ロ．倫理・コンプライアンス管理規程において、内部通報を行った者に対して不利益を課さないことを保証する旨規定しております。

ハ．取締役会、経営会議等の監査役が出席する会議については、会議招集通知や議事録の回付等を適切に行っております。また、監査役が定期的に閲覧する資料についても、関係資料の回付を適切に行っております。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、社外監査役３名を含む監査役４名で構成されております。監査役会は第109期において10回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。

また、監査役は、監査役監査を有用なものとするため、代表取締役及びその他の取締役と定期的な意見交換の場を設けております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(平成29年10月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**28,899,051**	**流動負債**	**7,177,159**
現金及び預金	10,715,436	支払手形及び買掛金	1,179,188
受取手形及び売掛金	6,207,260	電子記録債務	780,118
電子記録債権	1,496,201	短期借入金	2,697,479
商品及び製品	2,108,760	リース債務	173,382
仕掛品	5,457,427	未払法人税等	174,633
原材料及び貯蔵品	2,249,523	賞与引当金	708,733
繰延税金資産	336,817	役員賞与引当金	99,205
その他	393,298	環境対策引当金	18,500
貸倒引当金	△65,675	未払金	1,014,327
固定資産	**25,534,662**	その他	331,591
有形固定資産	**18,598,034**	**固定負債**	**6,051,652**
建物及び構築物	5,680,399	長期借入金	1,846,236
機械装置及び運搬具	3,714,551	リース債務	785,822
工具器具及び備品	8,582,162	繰延税金負債	1,742,141
土地	320,659	退職給付に係る負債	1,263,355
建設仮勘定	300,261	役員株式給付引当金	25,195
無形固定資産	**88,033**	環境対策引当金	27,481
投資その他の資産	**6,848,594**	資産除去債務	100,618
投資有価証券	5,987,352	その他	260,800
長期貸付金	275,000	**負債合計**	**13,228,812**
繰延税金資産	132,496	**純資産の部**	
退職給付に係る資産	124,398	**株主資本**	**38,038,021**
その他	329,347	資本金	5,855,000
資産合計	**54,433,713**	資本剰余金	7,930,785
		利益剰余金	25,741,171
		自己株式	△1,488,935
		その他の包括利益累計額	**3,166,880**
		その他有価証券評価差額金	2,648,140
		為替換算調整勘定	1,175,498
		退職給付に係る調整累計額	△656,758
		純資産合計	**41,204,901**
		負債純資産合計	**54,433,713**

連結損益計算書

(平成28年11月１日から平成29年10月31日まで)

(単位：千円)

科目	金	額
売上高		**24,628,761**
売上原価		**17,390,790**
売上総利益		**7,237,971**
販売費及び一般管理費		**5,522,676**
営業利益		**1,715,294**
営業外収益		
受取利息	42,723	
受取配当金	132,205	
受取地代家賃	9,953	
固定資産売却益	7,176	
為替差益	208,190	
持分法による投資利益	55,722	
試作品等売却収入	64,222	
その他	106,440	626,635
営業外費用		
支払利息	30,659	
固定資産除却損	67,578	
その他	1,143	99,381
経常利益		**2,242,548**
特別利益		
投資有価証券売却益	27,329	
子会社清算益	9,299	36,629
税金等調整前当期純利益		**2,279,177**
法人税、住民税及び事業税	498,436	
法人税等調整額	267,075	765,511
当期純利益		**1,513,666**
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,513,666**

連結株主資本等変動計算書

(平成28年11月１日から平成29年10月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成28年11月１日　残高	5,855,000	7,930,785	24,471,470	△1,488,935	36,768,320
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△243,965		△243,965
親会社株主に帰属する当期純利益			1,513,666		1,513,666
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					－
連結会計年度中の変動額合計	－	－	1,269,700	－	1,269,700
平成29年10月31日　残高	5,855,000	7,930,785	25,741,171	△1,488,935	38,038,021

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
平成28年11月１日　残高	1,796,923	△505,484	△1,019,373	272,065	37,040,385
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当				－	△243,965
親会社株主に帰属する当期純利益				－	1,513,666
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	851,216	1,680,982	362,615	2,894,814	2,894,814
連結会計年度中の変動額合計	851,216	1,680,982	362,615	2,894,814	4,164,515
平成29年10月31日　残高	2,648,140	1,175,498	△656,758	3,166,880	41,204,901

貸借対照表

(平成29年10月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**13,412,491**	**流動負債**	**4,977,786**
現金及び預金	3,052,928	支払手形	31,843
受取手形	219,346	電子記録債務	725,422
電子記録債権	1,192,113	買掛金	680,853
売掛金	3,158,935	短期借入金	1,340,000
製品	575,031	関係会社短期借入金	420,790
原材料	372,424	1年以内返済予定の長期借入金	417,600
仕掛品	3,585,930	リース債務	149,480
貯蔵品	24,545	未払金	586,678
前払費用	18,948	未払費用	102,400
未収入金	208,785	未払法人税等	35,748
関係会社短期貸付金	570,000	預り金	19,602
関係会社立替金	156,948	賞与引当金	375,941
繰延税金資産	273,789	役員賞与引当金	44,500
その他	5,492	環境対策引当金	18,500
貸倒引当金	△2,729	固定資産購入支払手形	13,467
固定資産	**24,753,944**	固定資産購入電子記録債務	14,550
有形固定資産	**11,818,208**	その他	408
建物	1,334,381	**固定負債**	**4,579,209**
機械及び装置	2,070,594	長期借入金	1,710,400
車両運搬具	5,035	リース債務	727,138
器具備品	8,286,548	長期未払金	206,940
土地	24,029	繰延税金負債	1,074,422
建設仮勘定	97,619	退職給付引当金	709,868
無形固定資産	**68,039**	役員株式給付引当金	25,195
ソフトウェア	68,039	環境対策引当金	23,756
投資その他の資産	**12,867,696**	資産除去債務	100,618
投資有価証券	1,112,317	その他	870
関係会社株式	6,601,810	**負債合計**	**9,556,996**
関係会社出資金	1,235,910	**純資産の部**	
関係会社長期貸付金	4,330,000	**株主資本**	**25,961,299**
長期前払費用	167,167	**資本金**	**5,855,000**
その他	23,788	**資本剰余金**	**7,930,598**
貸倒引当金	△603,296	資本準備金	7,930,598
		利益剰余金	**13,664,636**
		利益準備金	125,000
		その他利益剰余金	13,539,636
		研究基金	313,000
		固定資産圧縮積立金	54,899
		別途積立金	10,660,500
		繰越利益剰余金	2,511,236
		自己株式	**△1,488,935**
		評価・換算差額等	**2,648,140**
		その他有価証券評価差額金	**2,648,140**
		純資産合計	**28,609,439**
資産合計	**38,166,435**	**負債純資産合計**	**38,166,435**

損 益 計 算 書

(平成28年11月１日から平成29年10月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		**13,931,513**
売上原価		**10,546,153**
売上総利益		**3,385,359**
販売費及び一般管理費		**3,300,698**
営業利益		**84,660**
営業外収益		
受取利息	36,805	
受取配当金	1,021,371	
受取地代家賃	26,753	
固定資産売却益	66	
為替差益	24,371	
その他	170,402	1,279,771
営業外費用		
支払利息	30,796	
試作品加工代	34,695	
固定資産除却損	66,986	
その他	1,105	133,583
経常利益		**1,230,849**
特別利益		
投資有価証券売却益	27,329	
貸倒引当金戻入額	227,256	
子会社清算益	9,299	263,885
税引前当期純利益		**1,494,735**
法人税、住民税及び事業税	41,953	
法人税等調整額	△364,587	△322,633
当期純利益		**1,817,368**

株主資本等変動計算書

(平成28年11月１日から平成29年10月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金	利益剰余金					
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
				研究基金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
平成28年11月1日　残高	5,855,000	7,930,598	125,000	313,000	59,761	10,660,500	932,971	12,091,232
事業年度中の変動額								
固定資産圧縮積立金取崩					△4,861		4,861	－
剰余金の配当							△243,965	△243,965
当期純利益							1,817,368	1,817,368
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								－
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△4,861	－	1,578,265	1,573,403
平成29年10月31日　残高	5,855,000	7,930,598	125,000	313,000	54,899	10,660,500	2,511,236	13,664,636

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成28年11月1日　残高	△1,488,935	24,387,896	1,796,923	1,796,923	26,184,819
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金取崩		－		－	－
剰余金の配当		△243,965		－	△243,965
当期純利益		1,817,368		－	1,817,368
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）		－	851,216	851,216	851,216
事業年度中の変動額合計	－	1,573,403	851,216	851,216	2,424,620
平成29年10月31日　残高	△1,488,935	25,961,299	2,648,140	2,648,140	28,609,439

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年12月12日

株式会社オハラ
　取締役会　御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　佐山正則　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　長田洋和　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社オハラの平成28年11月１日から平成29年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オハラ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年12月12日

株式会社オハラ
　取締役会　御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　佐山正則　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　長田洋和　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社オハラの平成28年11月１日から平成29年10月31日までの第109期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年11月１日から平成29年10月31日までの第109期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役監査の基準に準拠し、監査役会が定めた、当期の監査の方針、監査計画に従い、取締役、業務監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、取締役、業務監査部門その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、業務監査部門その他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに監視及び検証をいたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役会への担当取締役による内部統制委員会活動報告及び業務監査部門、会計監査人からの当該内部統制の評価と監査の状況の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会計の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年12月14日

株式会社オハラ　監査役会

常勤監査役　久保田　桂　詞　㊞

社外監査役　三　上　誠　一　㊞

社外監査役　脇　屋　相　武　㊞

社外監査役　杉　田　光　義　㊞

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会　場：神奈川県相模原市中央区小山1丁目15番30号
当社　本社棟　2階　会議室
TEL 042−772−2101（代）

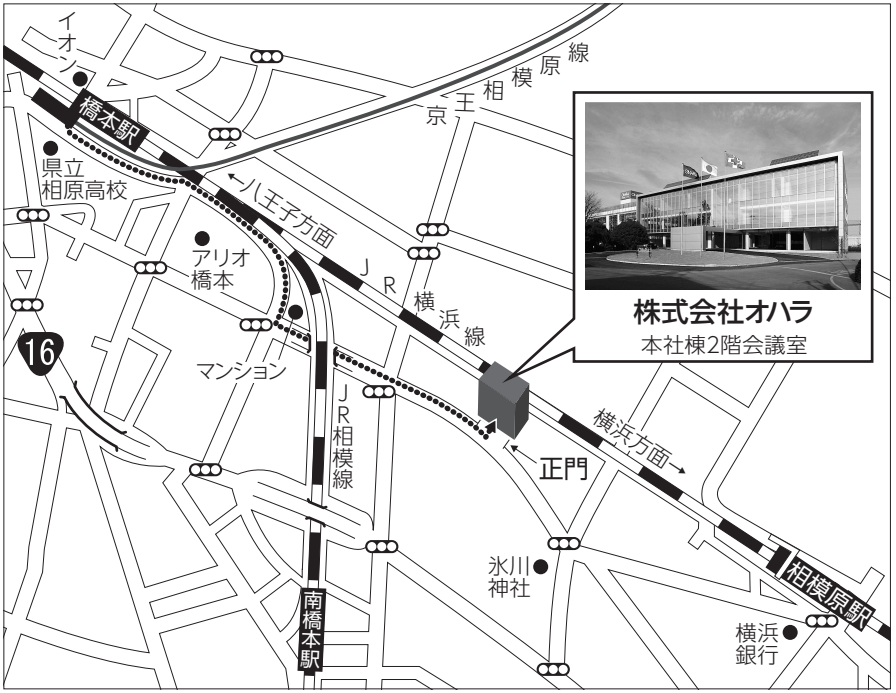

<交通> JR横浜線、JR相模線、京王相模原線　橋 本 駅　南口より徒歩約20分
JR横浜線　相模原駅　南口より徒歩約20分

■ 橋本駅南口からの無料シャトルバスのご案内

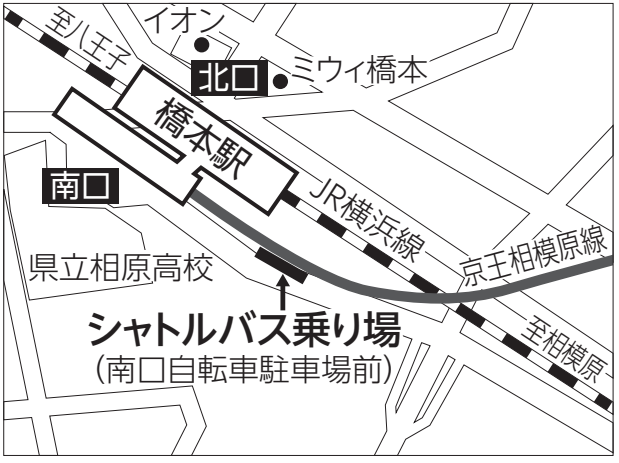

無料シャトルバス運行時刻表
9：00、9：15、9：30、9：45

※シャトルバス乗り場には案内係がおります。

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

株主総会会場ご案内図

会　場：神奈川県相模原市中央区小山1丁目15番30号
当社　本社棟　2階　会議室
TEL 042−772−2101（代）

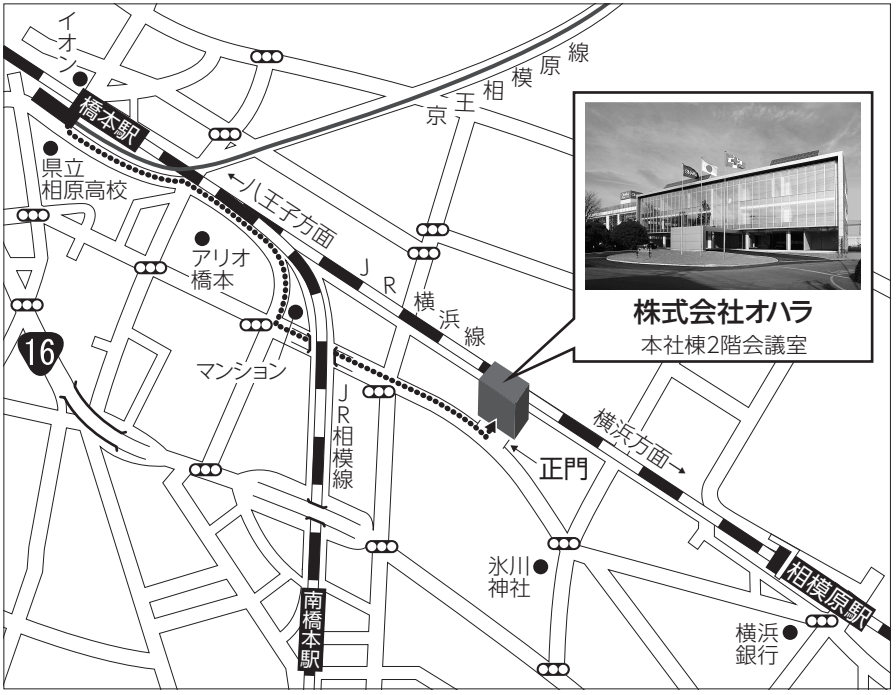

<交通> JR横浜線、JR相模線、京王相模原線　橋 本 駅　南口より徒歩約20分
JR横浜線　相模原駅　南口より徒歩約20分

■ 橋本駅南口からの無料シャトルバスのご案内

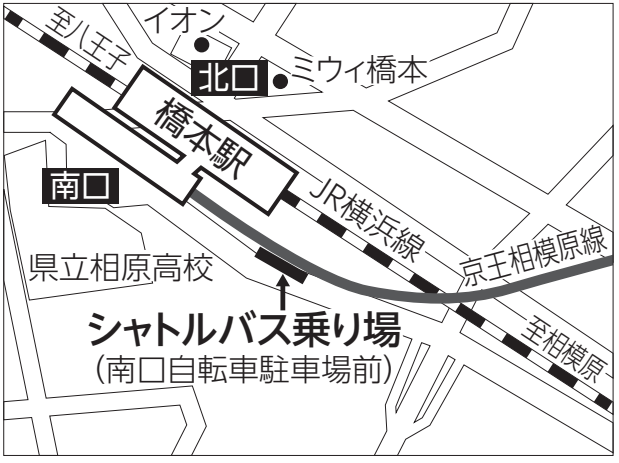

無料シャトルバス運行時刻表
9：00、9：15、9：30、9：45

※シャトルバス乗り場には案内係がおります。

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。